

京都都市計画特別用途地区の変更（向日市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
娯楽・レクリエーション地区	約6.3ha	規制内容は、向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例による。
特定大規模小売店舗制限地区	約60.0ha	規制内容は、向日市特定大規模小売店舗制限地区建築条例による。
工業保全地区	約51.4ha	規制内容は、京都都市計画特別用途地区（工業保全地区）の区域内における建築物の制限に関する条例による。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、住宅等の立地を制限し、市域東部の工業地域における工場等の操業環境を保全するため「工業保全地区」の追加変更を行うものである。